

## 特定非営利活動法人「花と緑のネットワークとよなか（以下「NPO 花と緑のネット」）」生ごみ堆肥化活動助成制度の発足について

### 1. 経緯と制度発足の趣旨

豊中市では 1992 年度（平成 4 年度）から生ごみ堆肥化容器設置助成制度を設け、家庭における生ごみの排出抑制及び減量を促進する事業を進めてきた。

その結果、2002 年度（平成 14 年度）までに助成を行った累計（世帯数・基数）は、次のとおりである。

自然発酵式	コンポストの	1,108 世帯	1,394 基
	ぼかし容器の	405 世帯	721 基
電動式		371 世帯	371 基

（ただし、電動式は 1998 年度（平成 10 年度）からの制度）

しかし、2003 年度（平成 15 年度）には電動式の助成を休止し、2004 年度（平成 16 年度）からは自然発酵式の助成も取りやめ、助成制度そのものが休止されることが決定した。廃止の背景は、未曾有の財政危機により、多くの豊中市独自の単独事業が廃止あるいは休止等になるなかでの措置の一つである。

この間、「NPO 花と緑のネット」は、制度そのものを積極的に評価しながら、制度利用上の煩雑性や制度利用者に対するケア等の仕組みのないことを問題にしつつ、利用者の実態把握を行うべく豊中市と共同で「利用者調査」を 2 回行い、制度のあり方に関し、提言をしてきたところである。

また、電動式の休止については、電動式そのものがエネルギーを使うものであり、有機性資源を本来的に活用するシステムでなく、減量（消滅）を主眼とした容器であることから、問題認識をもってきたが、制度の休止は豊中市が現在進めようとしている「ごみ減量」施策に逆行することから批判をしてきたところである。

さらには今回、全面的な休止が決定したことは、資源循環の理念を具体的に身近な場所で実行する機会を支援する仕組みを行政が放棄したものであり、掲げる政策と事業の矛盾が現れたものであることから、残念な結果と言わざるを得ない。

いずれにせよ、有機性資源の活用を通じて地域循環の社会実験を推進する「NPO 花と緑のネット」としては、この事態を受け止め、併せてこれまでの助成制度を評価するなかで、豊中市の助成制度を継承・発展させることも、必要ではないかとの判断に立脚し、可能な限りの財源と体制をもって、市民組織である「NPO 花と緑のネット」が豊中市の支援を受けながら、ごみ問題や環境に関心をもっておられる市民に対し、新たな助成制度を設けることにするものである。

## 2. 助成制度実施の目的

これまでの事業である「豊中市生ごみ堆肥化容器設置助成事業」を引き継ぎつつも、それに限定せず堆肥化に取り組み市民に対し助成の枠を広げるため、堆肥化そのものの活動を助成する制度とする。また、市民組織が設ける制度であることから、使いやすい制度の仕組みを設けることで、制度の利便性を高め、取り組む市民を広げることを目的とする。

- 1) 家庭におけるごみの発生を極力押さえるとともに、とりわけ生ごみについては大地に還元する理念に基づいて、市民が各家庭において生ごみ堆肥化容器を設置、もしくは他の方法で堆肥化を行うような、身近な環境問題に取り組んでいただくことを支援する事業である。
- 2) 助成を受ける市民との連携を強め、地域から資源循環の輪を広げる事業である。
- 3) 助成を受ける場合は「堆肥化講習」を受けることを前提とし、堆肥化の意義と実行の意思を共有することを通じて人の和を結ぶ事業である。
- 4) 助成を受ける市民間のネットワークを築くことで、地域の輪を広げる事業である。
- 5) 豊中市「みどりと食品のリサイクルプラザ」事業の理念を家庭で具体的に実行する市民事業である。

以上を目的として助成制度を発足する。

## 3. 制度実施における財政運用の方途

制度の発足に要する財源については、「NPO 花と緑のネット」が設けている「とよっぴー基金」の一部を充てて運用する。また、「NPO 花と緑のネット」が、特定非営利活動法人「とよなか市民環境会議アジェンダ 21（略称「NPO 法人エコ市民豊中」）における「豊中アジェンダ 21」活動を推進するための「堆肥化講習会等啓発事業」の費用を活用する。

### 1) 費用措置額

#### (1) 堆肥化助成費用額

①年間措置額 150,000円

#### (2) 堆肥化講習会等の費用措置額

①年間措置額 30,000円

#### (3) 事業推進諸経費

①年間措置額 20,000円

#### (4) その他

①措置費用額に不足が生じた場合は、「とよっぴー基金」の活用を支障が

生じない範囲内で措置額を是正する。

#### 4. 堆肥化活動助成制度の概要

- 1) 事業名 生ごみ堆肥化活動助成事業
- 2) 助成根拠 特定非営利活動法人「花と緑のネットワークとよなか 生ごみ堆肥化活動助成金交付規則」
- 3) 制度の概要
  - ①豊中市内の居住者であること。
  - ②堆肥化による堆肥について自己処理が原則できること。
  - ③助成申請に際し、講習会受講が可能なこと。
  - ④その他、目的について理解すること。
- 4) 助成金額
  - (1) 堆肥化容器
    - ①購入価格の2/1助成（10円未満の端数切捨て消費税込み）ただし、自然発酵式のコンポスト、ぼかし容器等とする。金額は1基につき 3,000円を限度（1世帯1基 容器のみ対象）とする。
    - ②現物給付を希望する場合は、上記の金額の範囲内の容器等を支給する。
  - (2) 資材の給付
    - ③種肥等の現物資材についても助成制度として予算の範囲内で給付する。
- 5) 助成基数 2004年度（平成16年度）は30基程度とする。それ以外は現物資材の給付対象者に助成する。
- 6) 助成時期 2004年度（平成16年度）は7月1日以降の講習会出席者で助成を希望する市民とし、助成措置金額の範囲内の先着申込者とする。

なお、5月月広報で制度発足を通知する。
- 7) 事務体制 「NPO 花と緑のネット」内に「生ごみ堆肥化活動助成制度事務局」を設置して事務にあたる。

#### 5. 要綱及び規則

趣旨に沿って4月中に作成する。

特定非営利活動法人「花と緑のネットワークとよなか（以下「NPO 花と緑のネットワーク）」生ごみ堆肥化容器助成制度検討委員会

2004年（平成16年）3月26日（金）

午後1時～ 互惠第1ビル301号室

1. 委員の確認
2. 座長の選任及び事務局指名
3. 豊中市生ごみ堆肥化容器設置助成制度の内容と廃止の経緯
4. 堆肥助成利用者調査の結果
4. この間行政との協議経過
5. 検討事項
  - ① 制度の趣旨及び目的等
  - ② 制度の概要（財政等）
  - ③ 制度の発足時期
  - ④ 制度の体制
  - ⑤ その他問題点等
6. 要綱及び規則の立案者の指名
7. 次回の会議

